

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

なお、この地域では、警察官による取締りも強化されます。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

◎ 最重点路線

路 線 (区間)	重点時間帯
市道宮城野通線（通称宮城野大通り）	8時～
市道元寺小路福室（その7）線	20時

◎ 重点路線

路 線 (区間)	重点時間帯
県道：荒浜原町線 市道：榴岡1号線、同2号線、東七番丁車町線、東八番丁中江(その1)線、同(その2)線、宮沢根白石(その1)線、同(その2)線、同(その6)線、同(その7)線、宮城野通線、元寺小路福室(その2)線、榴岡公園西線、車町元寺小路1号線、元寺小路1号線、名掛丁1号線、東八番丁小田原(その3)線、同(その4)線	8時 ～ 20時

重点地域

◎ 最重点地域

地 域	重点時間帯
榴岡1丁目、同4丁目	8時～ 20時

◎ 重点地域

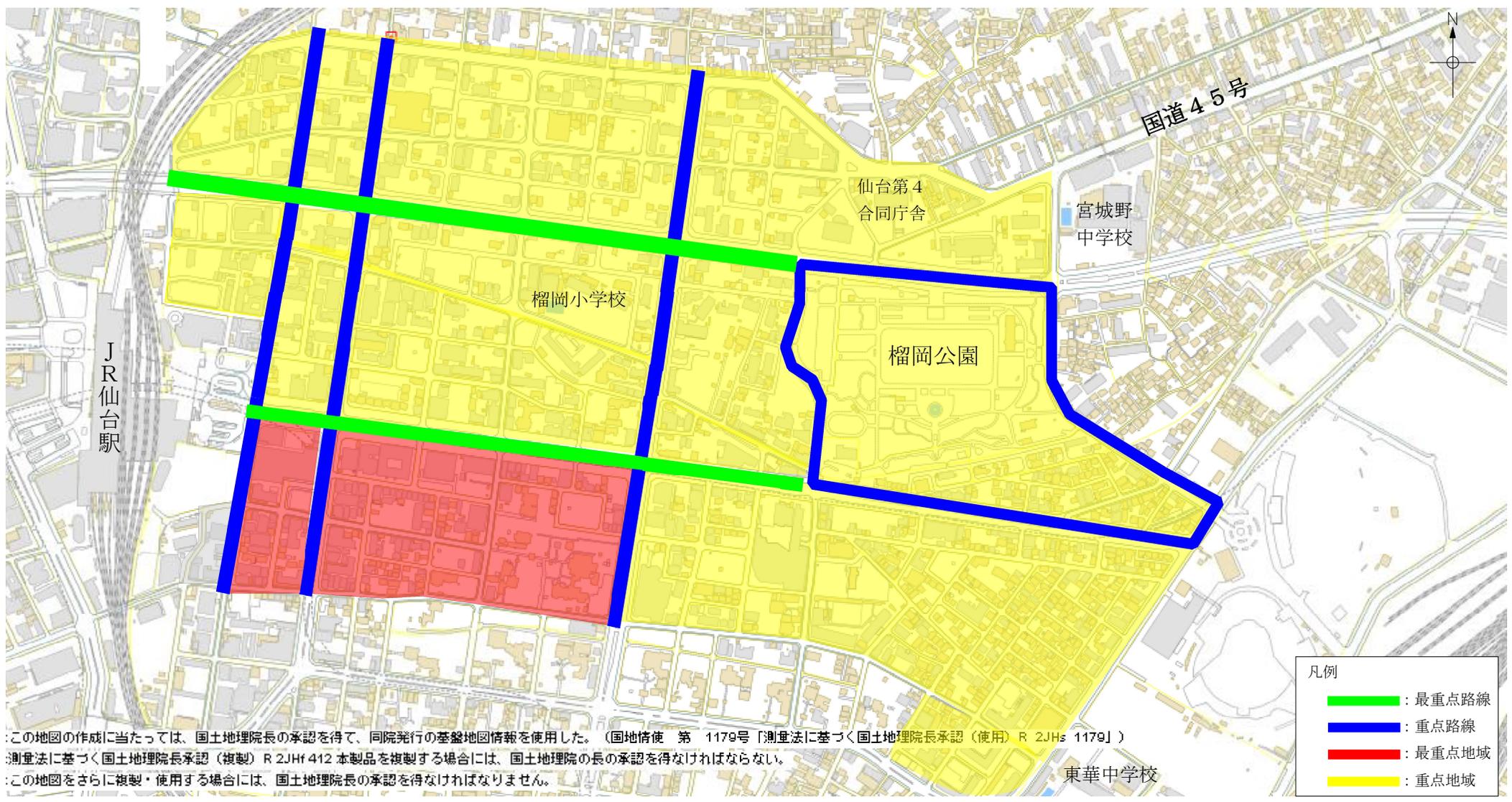
地 域	重点時間帯
榴岡2丁目、同3丁目、同5丁目、名掛丁、東六番丁、宮城野1丁目、西宮城野、車町、元寺小路、小田原山本丁、小田原弓ノ町、鉄砲町、鉄砲町中、鉄砲町東、鉄砲町西、二十人町、二十人町通、五輪1丁目、榴ヶ岡、原町南目	8時～ 20時

◎ 自動二輪・原付重点地域

地 域	重点時間帯
仙台市自転車放置防止条例に基づく放置禁止区域 （仙台駅周辺、宮城野通線等）	8時～ 20時

宮 城 県 仙 台 東 警 察 署

駐車監視員活動ガイドライン 仙台東警察署



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(国地情使 第 1179号「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 2JHs 1179」)
測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 2JHr 412 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。
この地図をさらに複製・使用する場合には、国土地理院長の承認を得なければなりません。

違法駐車確認標章取付け状況

令和6年 仙台東警察署 780件

JR仙台駅

榴岡公園

※プロット表示は取付け道路直近の建物・土地に描画しています。

1:この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(「国土地理院電子地図を加工して作成」)

2:測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 5JHF-160 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

3:この地図をさらに複製・使用するには、国土地理院長の承認を得なければなりません。

500m

1:10,000